

# 一生保裁判連 ス

第四四号 二〇一一年六月発行

○発行 全国生活保護裁判連絡会  
○事務局 つくり法律事務所  
(〇七五一一四一一二四四)

## 運動の文部会

# 予告！

## 生保裁判連第17回総会・交流会のお知らせ

1995年の設立以来毎年全国各地で行われている生保裁判連総会・交流会、第17回の今年は沖縄初上陸です！

『平和と反貧困のうねりを、沖縄から！』(仮)と題して、2011年11月12日(土)午後～13日(日)午前の2日間にわたって、沖縄県那覇市で開催されます。

詳細は次号にてお知らせします。多数お集まりください！

東日本大震災と生活保護制度の活用  
(小久保哲郎)  
大阪弁護士会の緊急学習会  
と意見書

本年三月一日の東日本大震災では未曾有の被害が発生し、今なお一〇数万人の方々が避難先での不自由な暮らしを余儀なくされています。

大阪弁護士会では、直ちに必要なところである生活再建のための法制度において、どのような論点が問題となり得るかを学ぶため、同年四月二日、緊急学習会「被災者の生活再建支援と生活保護法・災害法制の役割と課題」(阪神・淡路大震災の経験を踏まえて)を開催しました。生活保護について、「歩く生活保護手帳」の異名を持つ猪本郁(はしもと・かおる)さん(神戸の冬を支える会)に講師を務めていただきました。猪本さんの生き保護に対する執念とも言える熱意の原点が、阪神大震災の際の神戸市の福祉行政に対する怒りにあることがひしひしと伝わってくる名講義でした(この講義の内容は、弁護士は日弁連のeラーニングで視聴できます)。同弁護士会では、この学習会を踏まえ、講師

の方の協力も得てまとめた「東日本大震災における被災者の生活再建に係る関係法規の運用改善及び改正に関する緊急意見書」を四月七日、発表しました(詳細は大阪弁護士会HPをご参照ください)。

本稿では、これらの学習会等の成果を踏まえ、今般の大震災における生活保護制度の活用と改善の方策について概論します。

厚生労働省の二つの保護課長通知

厚生労働省は、震災後間もない三月一七日と三月二九日に「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて」と題する二つの保護課長通知を出した。

一) 避難所等における保護の適用

一七日付け通知は、「今般の地震により本来の居住地を一時的に離れて遠方に避難している場合、(略)避難先の保護の実施機関が実施責任を負い現在地保護を行うものとすること。」とし、避難所等の避難先での生活保護適用が可能であることを明らかにしています。

阪神大震災のときには避難所での保護が認められなかつたことからすれば大きな変化です。

二) 調査の緩和と自動車保有の容認

同通知は、「被災者が本来の居住地に資産を残さざるを得ない場合等については、(略)『生活保護法による保護の実施要領について』(略)第三の二に掲げる『処分することができないか、または著しく

困難なもの』として取り扱うこととすること。」とし、二九日付け通知は、「被災状況によっては、生活実態の把握が十分できない場合も考えられるが、(略)不足が生じることのないよう配慮すること」として、居住地に資産があつても手持ち資料等が不十分であつても、まずは保護を適用すべきことを明確にしています。さらに、

四月一九日の参議院厚生労働委員会において、清水美智夫厚生労働省社会・援護局長は、「一七日付通知に言及しながら、自動車を保有したままの保護の適用も可能である旨答弁しています。

三) 自立更生資金の預託

上記の自立更生を目的とした恵与金、補償金等は、「直ちに生業、医療、家屋補修等の自立更生のための用途に供されるものに限る」とされていますが、「直ちにあてられないのであっても将来それにあることの目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しない」とされています。この「適当な者」とは、課長通知第八一三四で「社会福祉法人、新聞社、当該被保護者の自立更生を援助するため特に設立された団体等金融機関を除く者であつて当該金銭を安全に管理しうると認められるもの」とされていますが、弁護士、司法書士、社会福祉士なども当然に認められるべきです。

(編集部注)その後厚労省は5月2日付の通知で「直ちに自立更生のため用途に供されるものでなくとも、実施機関が認めた場合に、預託することなく、自立更生計画に計上されない旨を明らかにしています。

四) 避難先との世帯認定

平成二一年一二月二五日付保護課長通知

した義援金は、次官通知第八一三

(三)アの「臨時に恵与された慈善的性質を有する金銭」として、収入認定の対象にはなりません。

災害救助法、被災者生活再建支援法及び災害弔慰金法等に基づいて受領した給付金も同様に収入認定除外とされるべきですが、少なくとも、次官通知第八一三(三)オの「臨時に受けける補償金、保険金または見舞金」に該当し、「自立更生計画書」の提出によって収入認定除外とされます。

二) 義援金等受領後の生活保護受給

義援金や被災者生活再建支援法等に基づく給付金を受領した者が生活保

護を申請した場合には、課長通知問

第8153によつて次官通知第八一

通じて収入認定除外とされます。

五) 避難先からの住宅の確保、家具什器費等の支給

避難所や仮設住宅、あるいは、知人宅等の居候先から一般の民間賃貸住宅に転居する場合、新住居の敷金その他の転居費用を支給してもらえることや、炊事用具、食器等の家具什器費、布団代、被服費等の支給が受けられることは当然です。

求められる取り組み

特に自動車や自立更正資金の保有については、従来の制限的な運用に大きな風穴を開ける可能性があるの受給資格のある被災者の方々が現にで、今後は、こうした知識を被災者や支援者に広く知らせるとともに、受給できるよう、取り組みを強めることが求められています。



## 小倉北自殺事件 勝訴判決確定 弁護士 高木佳世子

### 1 事件発覚

2007年6月10日、北九州市

小倉北区で、61歳の男性が自宅アパートで首を吊っているのが発見された。亡くなつたときの手持金は1079円であった。

男性が生前に生活保護の相談をしていた市議会議員が、生活保護申請が違法に拒否されたこととの関連を疑つており、北九州市の生活保護行政の無法ぶりが連日のように報道されていた地元では、TV報道も行われた。

### 2 証拠保全

男性の遺族は、自分の生活で精一杯で男性を扶養できておらず、様々な事情もあつて連絡を密にとりあつていたわけでもなかつた。遺族と会つたが「男性に生活保護を受給していた期間があり、それが何らかの事情により廃止になつて、その後申請を行つたが水際作戦に遭つたらしくなったわけでもなかつた。遺族と

い」という程度にしか事情が判明しなかつた。しかし、遺族は「自分たちは自分の生活で精一杯ではあるが、働いて税金を納めている。父

も働いていたときは頑張つて税金を納めてきた。それなのに何故困つている人に税金を正しく使つてもいいのか」という意味のことを言われ、生活保護行政をただすために法的手段をとりたいとの思いを共有することができた。

そこで、まずは生活保護記録の証拠保全を行い、以下のことが判明した。

男性は病気で入院中の2006年4月に議員を通じて福祉事務所職員に病院に来てもらい、保護を申請したい旨を告げたが、入院前に同居していた知人との同一世帯と判断すると言われ、申請と扱われなかつた。以後も福祉事務所を何度か訪れたが同じことの繰り返しで、一人暮らしのためのアパートを何とか借りてようやく申請となつた。同年6月から2007年4月初めまで生活保護を利用し、その間にも肝硬変や胃静脈瘤の治療のため2度入院していたが、2007年3月に配管工として働き始めた。同年5月の連休明け早々、再び体調を崩して仕事を失いつつ、同年6月4日に福祉事務所を訪れたが、面接担当者は、男性が4月の保護費を4月2日に、3月分給与を4月末に、4月分給与を5月末に受け取つていることを指摘

2007年6月10日、北九州市小倉北区で、61歳の男性が自宅アパートで首を吊っているのが発見された。亡くなつたときの手持金は1079円であった。

男性が生前に生活保護の相談をしていた市議会議員が、生活保護申請が違法に拒否されたこととの関連を疑つており、北九州市の生活保護行政の無法ぶりが連日のように報道されていた地元では、TV報道も行われた。

2007年6月10日、北九州市小倉北区で、61歳の男性が自宅アパートで首を吊っているのが発見された。亡くなつたときの手持金は1079円であった。

男性が生前に生活保護の相談を

していた市議会議員が、生活保護申請が違法に拒否されたこととの関連を

疑つており、北九州市の生活保護行

政の無法ぶりが連日のように報道さ

れていた地元では、TV報道も行わ

れた。

2007年6月10日、北九州市小倉北区で、61歳の男性が自宅アパートで首を吊っているのが発見された。亡くなつたときの手持金は1079円であった。

男性が生前に生活保護の相談を

していた市議会議員が、生活保護申請が違法に拒否されたこととの関連を

疑つおり、北九州市の生活保護行

政の無法ぶりが連日のように報道さ

れていた地元では、TV報道も行わ

れた。

2007年6月10日、北九州市小倉北区で、61歳の男性が自宅アパートで首を吊っているのが発見された。亡くなつたときの手持金は1079円であった。

男性が生前に生活保護の相談を

していた市議会議員が、生活保護申請が違法に拒否されたこととの関連を

疑つおり、北九州市の生活保護行

政の無法ぶりが連日のように報道さ

れていた地元では、TV報道も行わ

れた。

2007年6月10日、北九州市小倉北区で、61歳の男性が自宅アパートで首を吊っているのが発見された。亡くなつたときの手持金は1079円であった。

男性が生前に生活保護の相談を

していた市議会議員が、生活保護申請が違法に拒否されたこととの関連を

疑つおり、北九州市の生活保護行

政の無法ぶりが連日ののように報道さ

れていた地元では、TV報道も行わ

した子どももあり、北九州市内の別世帯で働きながら大学に通学していった。父親はバニツク障害等で働けず、母親も、腰痛その他で就労できていなかつた。

八幡西福祉事務所は、この獨立して子ども們の住所を開示せよ、同意書を出せ、と世帯に指導を行い、法に定められた手続き、指導は書面で行う（生活保護法施行規則19条）、不利益処分の前には弁明の機会を保障する（生活保護法62条4項）、変更決定は書面で通知する（生活保護法26条）を一切遵守しないままに本件世帯を指導指示違反で保護停止とした（第1処分）。

たものの、今度は、2004（平成16）年11月8日、引きこもりで高校中退直後の16歳の子ども、病氣で就労困難な母親が就労しない、という理由で、やつと就労ができるようになつた父親、まだ義務教育中の中学2年生の子どもまでも、就労指導指示違反を理由にいきなり保護廃止とし（第2処分）、生活保護から閉め出した。

2. 1審の経過内容

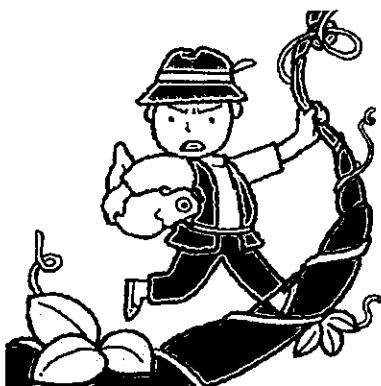
本件裁判は、福岡地方裁判所に対して、本件世帯に対する平成15年8月29日付の保護停止処分（第1処分）の取消し、あるいは無効確認、と、平成16年11月8日付け保護廃止処分（第2処分）の取消し、及びこれらの処分に伴つて種々行われた八幡西福祉事務所担当ケースワーカーによる不当な行為に対する国家賠償を求めるものであつた。

3. 1審判決の内容  
これに対し、まず福岡地方裁判所は、停止処分（第1処分）を違法なものとして取消し、処分時から60日を経過して平成15年12月5日申し立てた審査請求に対しでは、「電話又は面談時、…ケースワーカーから、

二  
九

高等裁判所も、本件停止処分による一連の手続には違法があると国

## 松山市における生活保護法63条 審査請求について



少なくとも、保護が停止されたことは伝えられたことが認められるが、処分の日時、理由等につき具体的な説明を受け、これを理解したものとは認められない」と判断して、起算日は、代理人弁護士を介して書面交付を受けた同年11月18日ころとして、未だ60日を経過していないと判断した。廃止処分（第2処分）は、この違反によりいきなり廃止処分とするのは処分権の濫用であると判断した。国賠については、ケースワーカーらの停止処分に関して「上記法令が要求した手続き保障を履践しようとする姿勢が希薄であり、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と行つた」と判断し、福祉事務所の注意義務違反を認め、

原告一人あたり33万円を認容した。

この1審判決に対し、北九州市・八幡西福祉事務所長が控訴し、2010年(平成22)5月25日、福岡高等裁判所

金原・三木・久保田・日暮・福岡高等裁判所第3民事部は、廃止処分と国家賠償の点はそのまま1審を維持したものとし、原上四分二回覆べく、四分内容自体の

の停止処分に関する処分内容自体の違法は国家賠償の論点において1審同様認定しつつも審査請求期間徒過を理

由に却下判断をした。いわく「ケー・スワーカーにおいて、電話の際、保護が停止されたことや、その処

分理由について説明した旨述べているところ（ケースワーカーの証言引用）、「被控訴入らのケースワーカーとしての

業務を担当する者として、その程度の説明は容易括初步的なものであり、ケースワーカーがその点の説明までを

も怠つたとは考へ難いところである」。ほぼ保護世帯側の主張が認められたものの、最後の審査請求期間の超過こ

高等裁判所も、本件停止処分に至る一連の手続には違法があると国賠の論点に関し明確に判断していくた。当該「処分を知った日」の論点に関し、1審裁判所は、処分当時のケースワーカーの証人尋問を経験し、聞かれたことに誠実に答えようとなし、尋問態度を目の当たりにし、「ケースワーカーが説明したようであるが」とまで事実認定しているのに「それでは理由が不十分であつた」旨判断し、保護世帯が処分をきちんと知ることに至つたのは、原則通り、処分通知書（写し）を受領したであろう日と認定した。これに対し、高裁は、当のケース記録台帳の

松山市における生活保護法63条  
審査請求について

鈴木靜（代理人、愛媛大学）

今年3月15日、愛媛県は、松山市がAさんに対して下した生活保護法63条に基づく処分を取り消しました。Aさんは、障害のある子2人を育てる母親です。2004年から次女に関わる特別児童扶養手当（以下、同手当）を受給しはじめましたが、松山市はAさんが収入申告をしていなかつたとして、2010年1月8日に過去5年分にあたる約190万円の返還を求めました。Aさんは同手当受給を隠す意図は全くなく、収入申告をする際にも担当職員の指示どおり（氏名のみ書き、申告欄を空欄にするよう指示）、手続きをしていました。松山市職員は、

ことの違法性。3. 返還の有無や返還額について、Aさんの事情を聞くこともなく長期にわたる返還決定をしたことの違法性。4. ケースワーカーの指導指示、調査不足によって明らかになつた同手当受給の収入を、Aさんの申告義務違反として押し付けたことに対する違法性、です。特に根拠を78条から63条に変更したことの理由の説明を求めました。

口頭意見陳述では、Aさんから、これまでの経緯、費用返還決定が出来るまでの事実関係を話し、あわせて返還しようにも貯金もなく返せる見込みもないことも伝えました。時には涙ぐみながら訴えました。この際に、愛媛県担当者は記録を含め3人いたのですが、そのうち1人の年配の男性職員が、「市の対応は国に従つたもの」とAさんに説明しました。代理人の私た

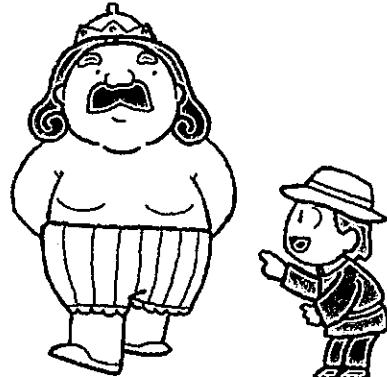
うち1人の年配の男性職員が、「市の対応は国に従つたもの」とAさんに説明しました。代理人の私たちが驚き、その法的根拠を問い合わせ、今回の中止請求の意味を問いました。何度も同様のやりとりが続きました。ダメ押しのように最後、「今回、裁決が出た後も再審査請求がありますから」と担当者が言つたことから、Aさんはすつかり負けるものだと思い、眠れず、食事のものなどに通らない日々が続きました。それゆえ、3月15日の裁決はAさんにとつて思いがけない内容で、直接顔を合わせるまでAさんは訴えを認められたことを信じませんでした。

裁決の要旨は、以下のとおりです。松山市返還決定にあたり、その決定に合理性があるかどうか等

ことの違法性。3. 返還の有無や返還額について、Aさんの事情を聞くこともなく長期にわたる返還決定をしたことの違法性。4. ケースワーカーの指導指示、調査不足によって明らかになつた同手当受給の収入を、Aさんの申告義務違反として押し付けたことに対する違法性、です。特に根拠を78条から63条に変更したことの理由の説明を求めました。

口頭意見陳述では、Aさんから、これまでの経緯、費用返還決定が出来るまでの事実関係を話し、あわせて返還しようにも貯金もなく返せる見込みもないことも伝えまし

法の評価を免れない。しかし、松山市が当初法78条を検討したことについて、審査の対象としないとしました。本件の意義は、返還決定処分を下す前に、個別の事情を考慮しなかつたのは違法であると明言したことです。これまでも1999年石川県裁決や2010年福島県裁決がありますが、実際の生活保護行政では、個別の事情を無視されることはありません。されば松山市では、法78条に関する過去5年間（2006～2010年）の返還請求件数は1067件です。同様に63条については、1116件です。法78条と63条をあわせると約2000人にも上る多さに驚きますが、同じ会議中、担当部長は「手当などに関する返還請求が再び起こらないための改善策についてであります、生活保護の特性やプライバシー保護などの問題もあり、正確に把握することが困難な場合もあります」と説明します（松山市議会第7回定例会会議録第2号、平成22年12月15日、15頁）。この場合の「生活保護の特性」、「プライバシー保護」は何を意味するのか。Aさんの場合が普段から指導をせず、申告漏れが発覚すると画一的に受給者にその責任を押し付けていることを正当化するための独自の解釈ではないかと疑わしくなります。こうした独自の行政用語を盾に、機械的に返還決定を出しているのだとすれば、生活保護制度の根幹を搖るが大問題です。事実の確認や個別の事情をせずに、保護費から返還額を天引きし続いているのですから。



**山場を迎える老齢加算減額・廃止処分取消請求訴訟（生存権訴訟）**

竹下義樹 生存権訴訟全国弁護団

1 2004年から2006年にかけて強行された老齢加算減額・廃止処分に対し、全国8地裁で高齢者のことです。ある人は、自治体が「手間のかかる」受給者を、体よく追い出す方法になつていてと言います。

5月8日現在、松山市はAさんにに対する返還の有無とある場合の金額について検討しています。裁決後、代理人とともに松山市の説明を聞きに行きました。最初に、松山市担当職員はAさんに謝罪しました。その上で再度、返還を求めるかどうかを検討すること、該当期間の最低生活基準には申告していたならば受給できただけの障害者加算を加えて算定すること、改めてAさんの事情を聞くことを約束しました。現在、Aさんは、2人の子どもが成人した後の自らの人生について、前向きに考え始めています。そのためにも今後の返還決定までの手続きに力を入れています。

2010年4月1日に訴訟団と国（厚生労働省）との間で母子加算の全面復活と恒久的継続を内容とする基本合意が成立したことにより取り下げられ終了しました。

老齢加算減額・廃止処分取消請求訴訟（生存権訴訟）は、これまで4地裁において判決が言い渡され、残念ながらごとごとく高齢者（原告）の請求が退けられました。それぞれ控訴し、すでに東京高裁（2010年5月27日）と福岡高裁（同年6月14日）で判決が言い渡され、東京高裁は再び原告敗訴の不当判決を言い渡しましたが、福岡高裁は福岡地裁判決を取り消し、画期的な原告勝訴の判決を言い渡したことはすでにみなさまもご存じのとおりです。

その結果、現在生存権訴訟は最高裁に2件、高裁に2件（大阪高裁、広島高裁）、地裁に4件（青森地裁、秋田地裁、新潟地裁、神戸地裁）が係属しています。

裁判が申し立てられ、仙台高裁、東京高裁及び大阪高裁による決定が間もなく出ようとしています。また、秋田地裁での訴訟は間もなく結審し、本年末からまで噂のレベルですが、返還できない受給者は、生活保護を受けている自治体をだまつて去る場合が多いことがあります。ある人は、自治体が「手間のかかる」受給者を、体よく追い出す方法になつていてと言います。

島高裁においても年内には判決が言い渡されました。老齢加算減額・廃止処分に引き続き強行された母子加算縮小・廃止処分に対する取消請求訴訟は、全国5地裁に提起されました。代理人とともに松山市の説明を聞きに行きました。最初に、松山市担当職員はAさんに謝罪しました。その上で再度、返還を求めるかどうかを検討すること、該当期間の最低生活基準には申告していたならば受給できただけの障害者加算を加えて算定すること、改めてAさんの事情を聞くことを約束しました。現在、Aさんは、2人の子どもが成人した後の自らの人生について、前向きに考え始めています。そのためにも今後の返還決定までの手続きに力を入れています。

本合意が成立したことにより取り下げられ終了しました。

老齢加算減額・廃止処分取消請求訴訟（生存権訴訟）は、これまで4地裁において判決が言い渡され、残念ながらごとごとく高齢者（原告）の請求が退けられました。それぞれ控訴し、すでに東京高裁（2010年5月27日）と福岡高裁（同年6月14日）で判決が言い渡され、東京高裁は再び原告敗訴の不当判決を言い渡しましたが、福岡高裁は福岡地裁判決を取り消し、画期的な原告勝訴の判決を言い渡したことはすでにみなさまもご存じのとおりです。

その結果、現在生存権訴訟は最高裁に2件、高裁に2件（大阪高裁、広島高裁）、地裁に4件（青森地裁、秋田地裁、新潟地裁、神戸地裁）が係属しています。

抗告が申し立てられ、仙台高裁、東京高裁及び大阪高裁による決定が間もなく出ようとしています。また、秋田地裁での訴訟は間もなく結審し、本年末からまで噂のレベルですが、返還できない受給者は、生活保護を受けている自治体をだまつて去る場合が多いことがあります。ある人は、自治体が「手間のかかる」受給者を、体よく追い出す方法になつていてと言います。

島高裁においても年内には判決が言い渡されました。老齢加算減額・廃止処分に引き続き強行された母子加算縮小・廃止処分に対する取消請求訴訟は、全国5地裁に提起されました。代理人とともに松山市の説明を聞きに行きました。最初に、松山市担当職員はAさんに謝罪しました。その上で再度、返還を求めるかどうかを検討すること、該当期間の最低生活基準には申告していたならば受給できただけの障害者加算を加えて算定すること、改めてAさんの事情を聞くことを約束しました。現在、Aさんは、2人の子どもが成人した後の自らの人生について、前向きに考え始めています。そのためにも今後の返還決定までの手続きに力を入れています。

本合意が成立したことにより取り下げられ終了しました。

老齢加算減額・廃止処分取消請求訴訟（生存権訴訟）は、これまで4地裁において判決が言い渡され、残念ながらごとごとく高齢者（原告）の請求が退けられました。それぞれ控訴し、すでに東京高裁（2010年5月27日）と福岡高裁（同年6月14日）で判決が言い渡され、東京高裁は再び原告敗訴の不当判決を言い渡しましたが、福岡高裁は福岡地裁判決を取り消し、画期的な原告勝訴の判決を言い渡したことはすでにみなさまもご存じのとおりです。

その結果、現在生存権訴訟は最高裁に2件、高裁に2件（大阪高裁、広島高裁）、地裁に4件（青森地裁、秋田地裁、新潟地裁、神戸地裁）が係属しています。

裁判が申し立てた文書提出命令が採用され、青森地裁と秋田地裁では却下され、そのうち青森、新潟、神戸の各決定に対し、原告ないし被告から即時



抗告が申し立てられ、仙台高裁、東京高裁及び大阪高裁による決定が間もなく出ようとしています。また、秋田地裁での訴訟は間もなく結審し、本年末からまで噂のレベルですが、返還できない受給者は、生活保護を受けている自治体をだまつて去る場合が多いことがあります。ある人は、自治体が「手間のかかる」受給者を、体よく追い出す方法になつていてと言います。

島高裁においても年内には判決が言い渡されました。老齢加算減額・廃止処分に引き続き強行された母子加算縮小・廃止処分に対する取消請求訴訟は、全国5地裁に提起されました。代理人とともに松山市の説明を聞きに行きました。最初に、松山市担当職員はAさんに謝罪しました。その上で再度、返還を求めるかどうかを検討すること、該当期間の最低生活基準には申告していたならば受給できただけの障害者加算を加えて算定すること、改めてAさんの事情を聞くことを約束しました。現在、Aさんは、2人の子どもが成人した後の自らの人生について、前向きに考え始めています。そのためにも今後の返還決定までの手続きに力を入れています。

本合意が成立したことにより取り下げられ終了しました。

老齢加算減額・廃止処分取消請求訴訟（生存権訴訟）は、これまで4地裁において判決が言い渡され、残念ながらごとごとく高齢者（原告）の請求が退けられました。それぞれ控訴し、すでに東京高裁（2010年5月27日）と福岡高裁（同年6月14日）で判決が言い渡され、東京高裁は再び原告敗訴の不当判決を言い渡しましたが、福岡高裁は福岡地裁判決を取り消し、画期的な原告勝訴の判決を言い渡したことはすでにみなさまもご存じのとおりです。

その結果、現在生存権訴訟は最高裁に2件、高裁に2件（大阪高裁、広島高裁）、地裁に4件（青森地裁、秋田地裁、新潟地裁、神戸地裁）が係属しています。

4 先日いみじくも最高裁から呼び出しが受けた夢を見ました。内容は「勝訴判決を言い渡すので弁論期日を決めたい」といううれしいものでした（これは嘘ではありません）。その夢は調査官面談をめぐり担当書記官と二度三度にわたり厳しいやりとりをしたことにによる後遺症にすぎないと思いますが、私としては「正夢」であることを信じています。今年は社会保障、とりわけ生活保護をめぐる国の動きがめまぐるしくなります。東日本大震災を受けた余波が社会保障、生活保護にどのような影響を与えるかも強く懸念されます。

3 5月7日に行われた生存訴訟全国弁護団会議での議論を踏まえ、最高裁判査官への面談を申し入れましたが、裁判官はAさんに謝罪しました。その上で再度、返還を求めるかどうかを検討すること、該当期間の最低生活基準には申告していたならば受給できただけの障害者加算を加えて算定すること、改めてAさんの事情を聞くことを約束しました。現在、Aさんは、2人の子どもが成人した後の自らの人生について、前向きに考え始めています。そのためにも今後の返還決定までの手続きに力を入れています。

本合意が成立したことにより取り下げられ終了しました。

老齢加算減額・廃止処分取消請求訴訟（生存権訴訟）は、これまで4地裁において判決が言い渡され、残念ながらごとごとく高齢者（原告）の請求が退けられました。それぞれ控訴し、すでに東京高裁（2010年5月27日）と福岡高裁（同年6月14日）で判決が言い渡され、東京高裁は再び原告敗訴の不当判決を言い渡しましたが、福岡高裁は福岡地裁判決を取り消し、画期的な原告勝訴の判決を言い渡したことはすでにみなさまもご存じのとおりです。

その結果、現在生存権訴訟は最高裁に2件、高裁に2件（大阪高裁、広島高裁）、地裁に4件（青森地裁、秋田地裁、新潟地裁、神戸地裁）が係属しています。

裁判が申し立てられ、仙台高裁、東京高裁及び大阪高裁による決定が間もなく出ようとしています。また、秋田地裁での訴訟は間もなく結審し、本年末からまで噂のレベルですが、返還できない受給者は、生活保護を受けている自治体をだまつて去る場合が多いことがあります。ある人は、自治体が「手間のかかる」受給者を、体よく追い出す方法になつていてと言います。

島高裁においても年内には判決が言い渡されました。老齢加算減額・廃止処分に引き続き強行された母子加算縮小・廃止処分に対する取消請求訴訟は、全国5地裁に提起されました。代理人とともに松山市の説明を聞きに行きました。最初に、松山市担当職員はAさんに謝罪しました。その上で再度、返還を求めるかどうかを検討すること、該当期間の最低生活基準には申告していたならば受給できただけの障害者加算を加えて算定すること、改めてAさんの事情を聞くことを約束しました。現在、Aさんは、2人の子どもが成人した後の自らの人生について、前向きに考え始めています。そのためにも今後の返還決定までの手続きに力を入れています。

本合意が成立したことにより取り下げられ終了しました。

老齢加算減額・廃止処分取消請求訴訟（生存権訴訟）は、これまで4地裁において判決が言い渡され、残念ながらごとごとく高齢者（原告）の請求が退けられました。それぞれ控訴し、すでに東京高裁（2010年5月27日）と福岡高裁（同年6月14日）で判決が言い渡され、東京高裁は再び原告敗訴の不当判決を言い渡しましたが、福岡高裁は福岡地裁判決を取り消し、画期的な原告勝訴の判決を言い渡したことはすでにみなさまもご存じのとおりです。

その結果、現在生存権訴訟は最高裁に2件、高裁に2件（大阪高裁、広島高裁）、地裁に4件（青森地裁、秋田地裁、新潟地裁、神戸地裁）が係属しています。